



監事監査報告書

令和3年5月21日

学校法人札幌大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人札幌大学

監事 松山 拓男 
監事 佐野 富春 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人札幌大学寄附行為第12条の規定に基づき、学校法人札幌大学の令和2年度（平成29年4月1日から令和3年3月31日）における業務並びに財産の状況について監査を行いましたので、その結果について次のとおり報告します。

1. 監査の概要

監事は、令和2年度学校法人札幌大学監事監査計画に基づき、業務監査、教学監査及び会計監査を実施しました。

業務監査については、法人の業務執行が経営方針に沿って、法令、寄附行為等に準拠して適正に執行されているか、特に、平成31年3月に策定した中長期構想における中期計画に関し、施策の進捗状況について監査を行いました。

教学監査については、教学業務が法令、学則等に準拠して適正に執行されているか、特に、教学組織の運営状況、学生確保の取り組み状況、退学者抑制の取り組み状況及び学生満足度と学生ニーズに対する取り組み状況について監査を行いました。

会計監査については、会計業務が「学校法人会計基準」に準拠し、また、予算統制制度に基づき適正に執行されているか監査を行いました。

2. 監査の方法

監事は、理事会への出席のほか、担当部署から事業実施状況の聴取、常勤理事会議事録ほか重要書類等の閲覧及び会計に関する計算書類等の調査を行い、会計監査人である新日本有限責任監査法人から、期中、期末の会計監査に係る説明を受けるとともに、意見交換を行いました。また、内部監査室から内部監査の実施状況について聴取を行いました。

3. 監査の結果

- (1) 会計に関する計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（附属明細表を含む。）並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 法人の業務（教学業務を含む。）又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上